

## 麻しん風しん混合予防接種

- ◆対象年齢：1期・・・1歳から2歳未満（1歳になったら早めに受けましょう）  
2期・・・就学前の1年間
- ◆接種方法：皮下接種1回
- ◆接種場所：市内指定医療機関
- ◆持ち物：母子健康手帳、予診票、マイナンバーカードなど住所を確認できるもの  
\*母子健康手帳を忘れた場合は接種できません。\*
- ◆費用：無料

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方（異動日を含む）は転出先の市区町村にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調が悪く思ったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種の記録を再度ご確認ください。

☆既に麻しん又は風しんにかかったことがある場合でも、MRワクチン接種の対象となります。

\*\*\*\*\*

### 【麻しんについて】

はしかウイルスの飛沫感染によって起こります。感染力が強く、予防接種を受けないと多くの人がかかる病気です。潜伏期は10日から2週間で発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。最初3～4日間は38.0℃前後の熱で、一時おさまりかけたかと思うと、また39.0℃～40.0℃の高熱と発疹がでます。高熱は3～4日で解熱し、次第に発疹も消失します。しばらく色素沈着が残ります。主な合併症については、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

### 【風しんについて】

風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。その他、眼球結膜の充血もみられます。発疹も熱も3日間で治るので「三日ばしか」と呼ばれることもあります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病・脳炎などが報告されています。妊婦が妊娠早期にかかるると先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴覚障がいなどの障がいを持った児が生まれる可能性が高くなります。

### ★接種に際しての注意事項★

輸血及びガンマグロブリン製剤による治療を受けた方、または大量の副腎皮質ステロイド剤及び免疫抑制剤による治療を受けた方は、一定の間隔を置く必要がありますので事前に主治医にご相談のうえ接種してください。

裏面に続く

## ★副反応について★

副反応の主なものは、発熱と発疹です。接種した5～10日後に、発熱が約2割の人にみられます。時に38.0℃以上の高熱となり、まれに熱性けいれんを起こすことがあります。発熱と同時期に数%の頻度で発疹が出ることがあります。他の副反応として、注射部位の発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）などの局所反応、じんましん、リンパ節の腫脹、関節痛、けいれんなどがみられます。なお、極めてまれに重大な副反応としてはショック、アナフィラキシー様症状があります

## ★こんなときは受けられません★

① 発熱しているとき（接種会場で体温が37.5℃以上ある場合）

※平熱の高い人は主治医に相談してください。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合

④ 麻しん風しん混合（MR）もしくは麻しん、風しん単独・水痘・おたふくかぜ・結核（BCG）などの生ワクチン（ロタウイルス感染症ワクチンを除く）の予防接種をして、27日以上経過していない場合

⑤ 以下の病気にかかった場合（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます）

麻しん（はしか）	治癒後4週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等	治癒後1～2週間程度あける

⑥ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合

## ★こんなときは受ける際に注意が必要です★

① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合

② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合

③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。

④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合

## ★予防接種による健康被害救済制度について★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

★問合せ先★  
保健センター 04-7125-1190  
関宿保健センター 04-7198-5011

